

## ユネスコスクール交流会企画運営委託業務仕様書

### 1 事業名

ユネスコスクール交流会企画運営委託業務

### 2 目的

ユネスコスクールは継続的な活動がユネスコから義務付けられており、今後も地域のESD推進の拠点として発展していくためにも、ユネスコスクールの支援が求められている。本事業はそのために、ユネスコスクール間の交流によりユネスコスクールの活動をより充実したものとするとともに、ネットワークを構築し、ESD推進拠点としてのユネスコスクールの活性化を図る。

### 3 業務の履行期間

契約の日から令和7年2月28日（金）まで

### 4 業務内容

(1) 交流会の開催日程等は以下のとおりとする。

- ① 日時：令和6年10月10日（木）から令和6年10月12日（土）まで  
うち、ステージ発表は令和6年10月12日（土） 1時間30分から2時間程度
- ② 場所：Aichi Sky Expo（愛知県常滑市セントレア5丁目10番1号）  
展示ホール内 ステージ及び展示スペース4小間分（予定）
  - ・「SDGs AICHI EXPO 2024」の中で同時開催
  - ・ステージの大きさは、間口9m×奥行4.5m×高さ0.6m（予定）
  - ・展示スペース1小間分は、間口3m×奥行3m×高さ2.7m
- ③ 構成：ステージ及び展示スペースにおける活動発表等  
上記の内容の交流会を実施するために以下の業務を委託する。
  - ア 交流会企画書、運営マニュアル、進行台本等の作成
  - イ 出演者との交渉、調整、謝礼等の支払い
  - ウ 会場設営及び撤去（音響、映像など提案内容で必要なもの）
  - エ 司会進行
  - オ 看板、案内表示等の一式作成（会場内外の掲示物等）
  - カ 当日記録（写真）
  - キ 参加者保険加入
  - ク 交流会運営管理（必要な人員の確保、配置）
  - ケ 当日配布資料
  - コ 発表校経費等の支払い
  - サ 交流会内容のアーカイブ配信
  - シ 上記のほか、事業の実施に必要な設営・撤去の一切

(2) ユネスコスクール活動事例集に関する委託内容は以下のとおりとする。

- ① 作成部数は400部（あいちの学び推進課ホームページにもデータを掲載する）
- ② 配付先は市町村教育委員会、ユネスコスクール加盟校、県関係機関等
  - ア デザイン
  - イ 編集・校正
  - ウ 印刷
  - エ 配付

## 5 特記事項

- (1) 上記4 (1)に係る参加者取りまとめ事務については県が行う。
- (2) 上記4 (2)に係るユネスコスクールが作成する原稿は県が取りまとめる。

## 6 完了報告

業務完了後、実績報告書に次の書類を添えて提出する。

- (1) 交流会、活動事例集に使用した書類及び電子データ
- (2) 交流会の記録写真（電子データ）
- (3) 交流会結果をまとめた書類等

## 7 経費の支払方法

精算払い

## 8 委託業務にあたっての留意点

- (1) 本業務は、プロポーザル方式によるため、プロポーザルで提案した事項は、委託者の指示がない限り実行すること。
- (2) 受託者は、委託事業の開始から終了までの間、本事業を総括する責任者を1名配置し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に委託者と連絡調整を行うこと。
- (3) 受託者は、業務に先立ち事業実施計画及び実施体制計画、スケジュール等を作成し、委託者の承認を得て業務を実施すること。
- (4) 受託者は、事業の実施・運営に際し、委託者や会場管理者、他の関係機関等との連携・調整を行うこと。
- (5) 受託者は、成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ)を委託者に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- (6) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物等」)が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、その都度委託者の指示を受けて処理すること。
- (8) 受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合には、速やかに提出すること。
- (9) 本業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、委託者、受託者協議の上、定めることとする。

## 9 暴力団等不当介入に関する事項

### (1) 契約の解除

愛知県暴力団排除条例（平成22年愛知県条例第34号）第3条又は第4条の規定により、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

### (2) 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- a) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
- b) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じたりするおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
- c) a)、b)の義務を怠ったときは、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。